

# 入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年(2026年)5月27日

下関市役所豊浦総合支所長 永峰 猛

## 記

- 1 業務名 令和8年度  
中道線交通安全施設等整備工事に伴う建物等事後調査業務
- 2 業務場所 下関市豊浦町大字川棚
- 3 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年12月11日まで
- 4 業務内容 建物等事後調査3棟(詳細は、別途業務仕様書のとおり)
- 5 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿における大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があり、下関市内に本社、本店又は契約締結権のある支社、支店、営業所等を有すること。
  - (3) 令和3年4月1日以降に、国又は地方公共団体その他公共団体と、本業務と種類をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
  - (4) この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - (5) 入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

## 6 申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）及び同種契約の実績調書（様式2）を下関市役所豊浦総合支所下関北部建設事務所（〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1）に提出期限までに必ず持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）すること。

## 7 入札参加資格確認申請書提出期限

入札参加資格確認申請書の提出期限は、令和8年6月9日（火）17時までとする。

なお、入札参加資格確認申請書及び添付書類に不備があった場合、又は提出期限を経過した場合は受理しない。

## 8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式3）により令和8年6月16日（火）までに郵送にて通知する。

入札参加資格が有る旨の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 9 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月27日（水）から  
令和8年6月24日（水）17時まで
- (2) 場 所 下関市役所豊浦総合支所下関北部建設事務所  
下関市ホームページ

## 10 質問の方法

(1) 本業務の参加申込に関する質問は、下関市役所豊浦総合支所下関北部建設事務所にファクシミリにて提出（様式不問）すること。

（ファクシミリ番号）083-774-1709

(2) 質問の提出期限は、令和8年6月2日（火）17時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

## 11 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

- (2) 入札において使用する入札書は、様式(様式4)を使用すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人をして入札させるときは、委任状(様式5)を提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1入札者(個人、法人を問わない)につき、1人までとする。

## 1.2 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年6月24日(水) 11時00分
- (2) 入札場所 下関市役所豊浦総合支所庁舎内2階 第2研修室

## 1.3 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等について、入札参加資格確認通知書(様式3)と併せて通知する。

## 1.4 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

## 1.5. 再度入札

再度入札の実施回数は2回までとする。初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、参加できないものとする。

## 1.6. 最低制限価格

本業務は最低制限価格を設定する。最低制限価格に満たないものは落札外とする。最低制限価格は、下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領第4条第1号(業務区分:補償関係コンサルタント業務)の規定により算出された価格とする。

## 1.7 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）の17時までに書面を下関市役所豊浦総合支所下関北部建設事務所に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者の行った入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
  - ウ 金額を訂正した入札書によるもの
  - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの
  - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
  - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの
- (7) 入札において事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。

なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返却しない。

以上